

練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例 一部抜粋

第21条 所有者は、つぎの各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

- (1) 保護樹木等または名木が滅失または枯死したとき。
- (2) 保護樹木等または名木を移植しようとするとき。
- (3) 保護樹木等または名木を譲渡しようとするとき。
- (4) 所有者の氏名または住所（法人にあっては、その名称または主たる事務所所在地）を変更したとき。

2 所有者の変更があったときは、新たな所有者は、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

第22条 区長は、保護樹木等または名木について、つぎの各号のいずれかに該当するときは、その指定を解除することができる。

- (1) 第21条の規定（第1号に限る。）による届出があったとき。
- (2) 所有者から指定の解除の申請があったとき。
- (3) 公益上の必要が生じたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。

2 区長は、前項の規定により名木の指定を解除しようとするときは、委員会の意見を聴かななければならない。

3 区長は、第1項の規定により指定の解除をしたときは、速やかにその旨を所有者に通知しなければならない。

第42条 区長は、つぎの各号のいずれかに該当する者について、委員会の意見を聴いて、規則で定めるところによりその旨を公表することができる。

- (1) 保護樹木等または名木の所有者が、第22条第3項の規定による通知を受けずに保護樹木等または名木を伐採したとき。
- (2) 第38条の規定により勧告を受けた者が、当該勧告に従わないとき。

2 区長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる者に弁明の機会を付与しなければならない。

練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例施行規則 一部抜粋

第32条 条例第42条第1項に規定する公表の内容は、つぎに掲げる事項とする。

- (1) 事業者にあつては、名称、代表者氏名および主たる事業所の所在地
- (2) 個人にあつては、氏名および住所
- (3) 公表の原因となった行為の内容
- (4) 違反した事項

2 前項の公表は、練馬区公告式条例（昭和25年9月練馬区条例第46号）で定める掲示場への掲示その他の方法により行う。